

# 小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 5 日

告示第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 本市は、光熱水費や燃料費等の物価の高騰（以下「物価高騰」という。）により経費負担が増加している小千谷市内の介護サービス事業所等（以下「事業所等」という。）を支援するため、予算の範囲内で介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、小千谷市補助金等交付規則（昭和 4 4 年小千谷市規則第 4 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象)

第 2 条 補助金の交付対象は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす法人（以下「対象法人」という。）とする。

- (1) 令和 8 年 1 月 1 日（以下「基準日」という。）時点において、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する別表に掲げる対象サービスを小千谷市内の事業所等で提供する法人であること。
- (2) 基準日において、前号の事業所等の運営を休止していない法人であること。ただし、事業所等の一部を休止している法人を除くものとする。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 国及び地方公共団体その他公共団体が設立した法人、及び国、地方公共団体その他公共団体が資本金、基本金、その他これらに準ずるものを出資し、又は拠出している事業者でないこと。
- (5) 暴力団（小千谷市暴力団排除条例（平成 2 4 年小千谷市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(補助金の交付額)

第 3 条 補助金の交付額は、別表 1 又は別表 2 中欄に定めるサービスの区分及び種別に応じ、同表の右欄に定める額の合計額とする。ただし、基準日

時点で休止している事業所等は除くものとする。

(交付申請及び実績報告)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に施設等別申請一覧(様式第2号)を添えて市長に申請しなければならない。なお、申請は運営する事業所等をまとめて対象法人が行うものとする。

2 前項に規定する交付申請書兼実績報告書は、令和8年3月31日までに提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合には指定する期日とする。

3 第1項の交付申請は、規則第9条に規定する実績報告を兼ねるものとする。

(交付決定等)

第5条 市長は、前条による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定を行うにあたり必要があるときは、条件を付すことができる。

(補助金の額の確定及び通知)

第6条 市長は、第4条の実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付額確定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(調査等)

第7条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた対象法人に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、対象法人が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、対象法人に小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付決定取消（返還）通知書（様式第5号）により通知するものとする。

3 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還命令を受けた対象法人は、指定された期日までに補助金を返還しなければならない。

（延滞金）

第9条 市長は、交付事業者が補助金の返還を命ぜられ、これを正当な理由がなく指定された期日までに納付しなかったときは、規則第10条の規定により延滞金を徴収することができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行し、令和7年3月1日から適用する。

附 則（令和8年1月23日告示第4号）

この要綱は、公表の日から施行し、令和8年1月1日から適用する。

別表 1 (第 2 条、第 3 条関係)

区分	対象サービス	補助金額
入所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護老人福祉施設</li> <li>・ 介護医療院</li> <li>・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 短期入所生活介護（空床型除く）</li> </ul>	サービスごとの定員数に 10,000 円を乗じて得た額
居住系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）</li> </ul>	
多機能系	小規模多機能型居宅介護	事業所全体の定員数に 5,000 円を乗じて得た額
通所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護（地域密着型含む）</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> </ul>	サービスごとの定員数に 5,000 円を乗じて得た額
訪問系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問介護</li> <li>・ 訪問看護</li> <li>・ 訪問リハビリテーション</li> </ul>	事業所数に 100,000 円を乗じて得た額
居宅系	居宅介護支援	

備考

- 1 定員数は基準日時点のものとする。
- 2 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

別表 2 (第 2 条、第 3 条関係)

区分	対象サービス	補助金額
居住系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）</li> </ul>	サービスごとの定員数に 11,000 円を乗じて得た額
多機能系	小規模多機能型居宅介護	事業所全体の定員数に 11,000 円を乗じて得た額
通所系	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通所介護（地域密着型含む）</li> <li>・ 認知症対応型通所介護</li> </ul>	サービスごとの定員数に 5,000 円を乗じて得た額

備考

- 1 定員数は基準日時点のものとする。
- 2 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業は含まない。

小千谷市長 あて

申請者  
住 所  
法 人 名  
代表者役職  
代表者氏名

小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金  
交付申請書兼実績報告書

小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたいので、同要綱第4条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

2 振込先

金融機関名			
支店名			
口座種別		口座番号	
フリガナ			
口座名義			

様式第2号（第4条関係）

対象施設等別申請一覧

No.	事業所 No. 事業所名	区分		サービス 種別	定員数 (人)	単価 (円)	申請額 (円)
		食料費 以外	食料費				
1	No.						
2	No.						
3	No.						
4	No.						
5	No.						
6	No.						
7	No.						
8	No.						
9	No.						
10	No.						

交付申請額合計

--

年 月 日

様

小千谷市長

印

小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金  
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付で申請のあった小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり交付・不交付することに決定したので、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第5条の規定により通知します。

記

1. 交付決定額 円

2. 不交付の理由

--

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

様

小千谷市長

印

小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金  
交付額確定通知書

年 月 日付で申請のあった小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金について、下記のとおり補助金交付の確定額を決定したので、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

1. 確定額

円

年 月 日

様

小千谷市長

印

小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金  
交付決定取消（返還）通知書

年 月 日付で交付決定した小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金について、下記の理由により交付決定を取り消しましたので、小千谷市介護施設等物価高騰緊急支援事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1. 取消（返還）理由

2. 交付決定額 円

3. 取消（返還）額 円

4. 返還期日 年 月 日